

質問書に対する回答書

このことについて、次の通り回答します。

回答年月日 令和5年4月27日

担当部名 教育委員会

代表者名 瀬戸市教職員労働組合 執行委員長 甲斐 雄彦

質問者名 瀬戸市教職員労働組合 小林 友子

1 質問事項

(1)教育アクションプラン基本施策 12 多文化共生社会に向けた教育の推進

「事業 41 日本語指導が必要な児童生徒に対する日本語教育の充実」について

- ① 瀬戸市の教育の柱である「アクションプラン」の施策について、各校長は内容と意義を把握しているのか。また、市は施策に対して学校にどのような働きかけをしているのか。
- ② 取組指針にある「日本語教育を強化してきた」といえる根拠は何か。
- ③ 事業実績や事業評価にある「外国人児童生徒サポーターの具体的なサポート内容」について、どのように報告されているのか。報告内容と実態に相違ないのか。

【回答】教育アクションプランは、校長会議などの場を活用し、内容の説明を行い、共有を図っている。併せて改訂が行われる時期には、校長会において改訂内容を説明している。また、本市は数年前から日本語初期指導教室を設置し、日本語指導員をはじめ、語学相談員・外国人児童生徒サポーターを雇用するなど、日本語教育の強化に取り組んでいる。

なお、外国人児童生徒サポーターのサポート内容については、学年末に各校より事業報告を受け、実態の把握に務めている。

(2)文科省による「特別の教育課程の編成・実施」について

制度導入により期待される効果として、「学校教育における日本語指導の体制整備から組織的・継続的な支援の実現」を目指している。日本語教育の拠点校である原山小学校の責任者が、「外国人児童およびその保護者に対する支援(精選しているはずの翻訳文書発行や必要な通訳業務)」を軽減していくという逆行した教育体制を取ろうとしている。

このような必要最低限の支援を減らすことによって、担任と保護者の意思疎通において誤解や信用失墜等のトラブルが今まで以上に起きることが考えられる。

- ①このような逆行した原山小学校の体制について市はどう考えるか。

【回答】外国人児童及びその保護者に対する支援は、関係者が連携して組織的に推進していくものと認識している。今後も学校と情報を共有しつつ、適切な支援体制の構築に取り組む。なお、他校への相談員訪問回数が増えることにより、原山小学校などは以前に比べ相談員の

訪問回数が減っている。

(3)「広報せと」3月号の掲載内容について

広報せと3月号P18第8回「日本語指導・多文化共生」について、瀬戸市は、「日本語の支援を必要とする子どもやその保護者への支援に取り組んでいる」と明記し、「語学相談員が学校のお知らせを翻訳したり、面談時に同席して保護者や児童生徒の通訳をしたりします」というサポートを紹介している。

①広報担当はどのような手法でこのサポート内容を把握したのか。

【回答】「広報せと」の記事については、学校教育課が学校からの報告を元に制作している。

(4)瀬戸市語学相談員の派遣について

現在、瀬戸市は、保護者と学級担任の円滑なコミュニケーションを図ることと、外国人児童の保護者の支援充実のために「外国人対応語学相談員派遣業務」をコスモグローバルコミュニケーションズスクールに委託し「語学相談員の派遣」を実施している。その実施に際し、従うべき条文や細目が定められた「仕様書」が、今年度は各学校に添付されていなかった。

質問(3)に関連して、「広報せと」に日本語の支援の充実さをアピールしているが、日本語教育の拠点校である原山小学校長は、「外国人児童保護者の懇談で、通訳の日程に合わなければ日本語で対応するのみ。」と、今まで契約の仕様書に沿って柔軟に対応してきた方法を廃止する、と決定した。なお、前年度配布された仕様書には、業務実施時間帯の詳細や、学校行事等の実情に応じて振替可能であることが明記されている。

「外国人対応語学相談員が兼業務仕様書第3条(3)」

①保護者の支援を考えず、語学相談員(通訳)なしで、外国人児童の保護者の懇談を進めようとする校長をどう考えるか。

②業務の取り決めを定めた「仕様書」が今年度送付できない理由は何か。

③業務の取り決めを定めた「仕様書」を参照しなければ、適切な業務を依頼できないと考えるがどう思われるか。

【回答】語学相談員の派遣事業の実施にあたり、当初は仕様書の添付をしなかったが、その後送付した。その内容を確認した上で業務を実施していただきたい。

(5)ICT機器の整備不良について

瀬戸市は遠隔システムを導入し、このシステムを活用した国際理解教育を推進している。いまだ予算を理由に、「普通教室」と認められていない原山小学校の日本語教室1・2の二つの教室には、ICT機器が整備されていない。また、整備不良の古いパソコンやICT機器の交換または整備を訴えても、「予算がない」「パソコンのあまりはない」という理由で、いまだ不自由な指導形態を強いられている。せめて古いパソコンを他校で使わない新しいパソコンに交換するなどの措置をとってほしいと訴えても改善される見込みはない。

① ICT教育を推進する中で、ICT機器配備が不十分であり、現場では対処できず不自由な思いをしている教員・指導者がいることを把握しているのか。

②現在では、必須の教具といえるICT機器の整備しない、できない理由。

【回答】ICT機器整備の重要性は十分認識しており、より良いICT環境を求める声が増えていることも認識している。しかし、予算の都合上、優先順位を付けざるを得ないのが現状である。

(6) 国際理解費等、外国人児童生徒の支援にかかわる予算について

文科省における帰国・外国人児童生徒に対する支援施策について、【帰国・外国人児童生徒教育推進支援事業】には、相応の予算額が示してある。

①外国人児童生徒が全国で多いといわれている愛知県にはそのような予算額が考えられているのか。

②瀬戸市においては、他市にはあるといわれている【国際理解費】等の名目の予算はあるのか。

③あるのであれば、配当された予算は、【国際理解費】等以外の全く別の予算にあてるなど、学校裁量で決めることが可能なのか。

【回答】外国人児童生徒教育推進費として予算措置がなされており、日本語指導員の人件費や外国人サポーターの謝礼・交通費、語学相談員の委託料などが支出されている。なお、語学相談員については、スペイン語、ポルトガル語に加え今年度よりフィリピン語にも対応できるよう予算措置を行った。

また、愛知県外国人児童生徒日本語教育支援事業費の補助金を活用し、日本語初期指導の運営がされており、それぞれの目的に沿った予算執行を行っている。

(7) 日本語教育が必要な児童生徒に関する調査について

加配要員配置のために、人数合わせのための実態とは異なる調査人数を報告するよう責任者に指示されている。虚偽文書を作成することで、本来従事すべき業務に支障が出ている。

①市は、虚偽の文書作成について把握しているのか。

②虚偽の人数を報告したうえで加配された教師・講師は、日本語指導にかかわる業務以外で雇用することは学校長の判断で可能か。

③可能であれば、虚偽の文書作成による負担の軽減のため正確な報告による正当な加配が与えられるべきと考えるが、市はどう思われるか。

【回答】調査は適切に行われていると認識している。

(8) 瀬戸市管轄の日本語初期指導教室の取り扱いについて

原山小学校内にある「日本語初期指導教室」が空調システムの制御により、学校長の命令で初期指導教室が使えない日があった。日本語初期教室は、【基本施策 12】の通り、「日本

語初期指導が必要な児童のために」開設された必要な教材や安心して学べる環境整備された教室であるはずなのに、「普通教室のエアコンが使えなくなるから、初期指導教室は使わず学習室で通級指導の他の子と共用で使え。外国人児童ひとりより、普通教室の多人数の子が優先」と、学校管理責任者の発言により、教室の使用が制限された。

①このような学校責任者の発言をどう考えるか。

②初期指導教室は瀬戸市が管轄するものであるが、原山小学校の職員が教室、また教材・備品を使用することは可能か。

【回答】日本語初期指導教室は原山小学校内にありながらも、他校の児童を受け入れる教室であるため、他クラスとは異なる運用が行われていることは承知している。しかし、教室に不具合があるような場合、児童の学習環境に著しい問題がある場合は、校長の判断により状況に応じた教室運用をすることはやむを得ない。

(9)外国人児童生徒の通称について

外国人児童の氏名については、学校で通称を使用することを認められている。また、外国人の本名は日本語表記できるものではなく、カタカナ筆記のできない外国人の保護者にとって、住民票に登録した氏名のカナ表記は難しく実際の読み方・発音と異なり間違った氏名で登録されている場合もある。その中で、外国人児童名簿を作成する際には、原山小学校では就学時健康診断時に保護者に「学校で使用する氏名のアンケート」を取り、それを元に学校名簿を作成してきた。

しかし、先日原山小学校で校務・教務・校長間で「市教委から送られてきた住民票の登録氏名を元に学校名簿を作成する」と、日本語担当に話をもちかけることもなく独断決定した。その際の言い分は「統合に向けて統一した方が業務上、ミスが少ない」という業務上の理由であった。

しかし、「統合にむけて」という理由であるはずが、八幡・萩山・光陵中に相談・確認した事実もなく、市教委に確認した事実もなかった。文科省が発行した「外国人児童受け入れの手引」に氏名の扱いについて、保護者や本人の希望を優先すること等、人権についても細かく明記してあるにもかかわらず、一方的なシステム管理を優先したやり方には疑問をおぼえ、日本語担当は反対意見を述べた。

①名ばかりの連携体制や日本語担当の役割を無視した学校経営についてどう思うか。

②日本語推進委員の会長である学校長が、数多くの外国人児童理解に対する資料に対して無知であるのは推進委員として機能していくのか。

【回答】当市として、保護者や本人が承諾していることを前提に、普段の生活の中で通称を用いた名簿を作成することは問題ない考える。名簿については、連携を図りつつ、作成を進めていただきたい。

2 質問の理由及び趣旨

瀬戸市は教育アクションプランを掲げ、教育の柱としていると周知している。
その中の「日本語指導・多文化共生」取り組みの一環として、外国人児童生徒への支援対策として日本語教育推進委員会を設置し、連絡協議会の開催をしている。この推進委員会の会長が原山小学校校長である。ところが、原山小学校においては、校長による現場の実態把握と適切な条件整備がなされず、アクションプランが掲げる教育内容にそった事業が十分に行えていない状況である。

以上